

2023年10月3日

羽衣国際大学障がいのある学生の修学支援指針

1. 目的

障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）が平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した。我が国は平成19年9月に同条約に署名しており、平成23年8月に障害者基本法の改正がされ、障害者基本法第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

教育分野については、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」(障害者権利条約第24条)と定められ、本学においても障がいのある学生の修学上の諸問題に対し、必要な支援を策定実施し、支援と配慮をします。

2. 基本方針

(1) 全学的な支援の確立

障がい学生支援委員会（構成委員：副学長、学部長、学科長、教学委員会委員長、事務局長、CSDセンター長、教務支援課長、学生支援課長、キャリア支援課長、入試広報課長、保健室職員）が関連部署と連携を密にし、全学的な支援の確立を図ります。

(2) 対応

障がいのある学生は、障がいの特性、種類、程度、進行などさまざまであり、個々の障がいのある学生にとって必要かつ可能な支援から始め、改善を継続して検討していきます。

3. 支援活動

(1) 支援対象者

在籍する学生、科目等履修生、聴講生、海外の大学等と協定を締結して受け入れている学生等を対象とします。

(2) 合理的配慮の提供

障がいはその特性、種類、程度、進行などがさまざまであることから、障がいのある学生にとって必要となる支援の内容と大学が対応可能な支援等について話し合いを行い、合理的配慮の提供として行う支援を決定します。現在、本学が対応可能な支援は資料（羽衣国際

大学障がい学生等支援内容について) の通りです。

4. 支援に関する不服申し立て窓口

本学の障がい学生支援に関する不服申し立ての窓口を学生支援課とします。不服申し立てについては、企画運営本部会議と連携をとりつつ、障がい学生支援委員会が課題解決のための調査・調停を行います。

本学の障がい学生支援に係る学内外すべての関係者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に従い、障がいのある学生に関する個人情報を適切に取り扱います。

資料 羽衣国際大学障がい学生等支援内容について

	場面	現時点で対応できること	対応できないこと	今後対応を検討すること
発達障がい（自閉症スペクトラム・注意欠如多動症・限局性学習障害）	授業	<ul style="list-style-type: none"> ① 支援機器の許可（授業の録音、ICレコーダー、板書の写真撮影、定規等） ② 受講しやすい座席の確保 ③ 途中入室・退室に関する配慮（明確なルールを本人と相談する） ④ 感覚過敏がある学生にサングラスやノイズキャンセリングヘッドフォンの着用許可 ⑤ ゼミ担当者、クラスアドバイザー、障がい学生委員等による定期的なヒアリング及び関係部署との情報共有 ⑥ 障がいの状況に応じて相談 	<ul style="list-style-type: none"> ① 代替授業措置（必須科目を他の科目へ変更など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①書籍の電子データ化 ②授業資料の電子データ提供 ③ユニバーサルデザインに基づく対応
	定期試験	<ul style="list-style-type: none"> ① 試験を受けやすい座席の確保 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 5W1H を明確に伝えるなど曖昧な表現を避ける（意味を取り違える可能性があるため） ② 教職員の思っていることや感じていることを、本人に明確に言葉に出して伝え理解を促す（他者の表情や感情を読み取りにくいいため） 	<ul style="list-style-type: none"> ① ヘルパーの配置 	

精神障がい	授業	<ul style="list-style-type: none"> ① 急激に精神症状（強い不安や恐怖等）が生じた場合、速やかに服薬や退室可 ② 教員から指名されることへの極度な緊張を避ける ③ 支援機器の持ち込み 		① 多人数の学生を前にした発表が難しい場合は、代替方法により理解度を評価する
	定期試験	<ul style="list-style-type: none"> ① 試験中に頓服薬の必要性がある場合、服薬と飲水の許可 ② 頻回なトイレに対応できるよう、通路や出口に近い座席・場所を優先的に指定する ③ 書字や読字に時間を要することが明らかな場合、試験時間の延長や解答方式の変更（チェック式にするなど）を行う 		
	その他	① 履修に関する相談を丁寧に行うことにより、講義の詰め込み過ぎを避け、無理のないスケジュールを組むことを促す		
視覚障がい	授業	<ul style="list-style-type: none"> ①教材の拡大（文字のフォントサイズ） ②色彩の配慮 ③IC レコーダー（PDA：携帯情報端末等）・タブレットの使用 ④単眼鏡 ⑤座席の配慮 ⑥教室の照明（卓上照明） 	①ヘルパーの配置	①本人からの依頼による板書工夫など
	定期試験	<ul style="list-style-type: none"> ①試験時間の延長（1.3倍） ②別室受験 ③試験問題の文字の拡大（1.4倍） ④マークシート解答は問題分に直接記入 ⑤色彩の配慮 ⑥資料の別配付 	①ヘルパーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ①点字による出題 ②本人からの依頼による板書工夫など

	その他	①学内の危険箇所の把握 ②不安軽減の援助（保健室） ③ゼミ担当者、クラスアドバイザー、障がい学生委員等による定期的なヒアリング及び関係部署との情報共有 ④持参の補助具（杖、拡大鏡など）	①ヘルパーの配置	①点字案内板（施設配置図、教室表示灯）の設置 ②点字自動翻訳システム、点字プリンタの導入 ③音声読み上げソフトの導入 ④拡大読書機の設置
聴覚障がい	授業	①視覚的教材 の利用 ②板書の工夫 ③筆談 ④医療機器もしくは補助用品（補聴器、FM 補聴器*、ロジャーマイク* 等の効果的な使用）	① パソコン要約筆記 ② 手話通訳 ③ノートテイクの配置	①教室内の騒音の軽減対応 →（防音使用の教室） ②ノートテイク
	定期試験	①試験時間の延長（ 1.3 倍） ②別室受験 ③板書の工夫	①ヘルパーの配置	
	その他	①不安軽減の援助（保健室） ②ゼミ担当者、クラスアドバイザー、障がい学生委員等による定期的なヒアリング及び関係部署との情報共有	①ヘルパーの配置	① 文字放送 掲 示 板 の 設 置 ②チャイムや校内放送を 可視化（教職員で伝える又は光で知らせる）
肢体不自由	授業	①座席の配慮・着席場所の確保 ②移動時間の考慮 ③教室の配慮（2号館）	①ヘルパーの配置	①バリアフリー、エレベーターなど
	定期試験	①試験時間の延長（ 1.3 倍） ②別室受験	①ヘルパーの配置	
	その他	①ゼミ担当者、クラスアドバイザー、障がい学生委員等による定期的なヒアリング及び関係部署との情報共有 ②1401 教室移動時のサポート ③授業、試験も含めて障がいの状態に応じて相談 ④車いすや補助具の持参	①大幅な施設の改修工事 ②休憩室の常時確保 ③ヘルパーの配置 ④教職員による常時介助	

慢性疾患、 難病その他の 機能障害がい等	授業	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業中の支援機器使用の許可(授業の録音、板書の写真撮影) ② 体調不良による姿勢の変換(横になりやすいスペースの確保)や、授業中入退室の許可 ③ 課題提出量の変更・調整 ④ 出席に代わる課題レポート等の代替案の提案 ⑤ 車椅子で移動可能な講義室の使用 ⑥ 運動制限のため実技参加不可の学生へ対する代替案の検討 	①ヘルパーの配置	
	定期試験	<ul style="list-style-type: none"> ① 免疫が低下している場合、他者からの病気や感染予防のための個室や体調に配慮するための別室対応 ② 体調により長時間の試験に耐えられない場合、休憩時間を確保する 	②ヘルパーの配置	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ① アレルゲンとなる食品等に配慮した食材等の選択 ② アレルギー項目の表示 ※食堂業者、給食実習による提供時など ③ エピペン(持参した場合) ※自分でできるかどうか確認が必要 ※自分でアレルギー項目の食品を避ける事が出来るか確認 ④ 化学物質等の接触により頭痛や動機、眩暈などが現ないように、化学物質の揮発を最小限に抑え、換気をこまめにするなど、配慮された授業や実習教室の整備 ※気管支喘息、ラテックスアレルギー、アトピー性皮膚炎等の持病に対して ⑤ 急激な病状の悪化が予想される場合は、あらかじめ教職員の対応可能時間を説明する ⑥ 緊急フローチャートや主治医の連絡先等を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療的ケアの提供 ② ヘルパーの配置 	

※FM 補聴器では、話者がFM 送信機(ワイヤレスマイク)を持ち、受信者はFM 受信機を補聴器に接続することにより、補聴器から話者の声を明瞭に届けることができます。

ロジャーマイクは、話者の声をワイヤレスマイクが集音し、デジタル無線で直接補聴器に届けてくれます。周囲の環境や話し手との距離に関わらずしっかり聞き取ることが可能になります。

※持参する医療機器や補助具に関する管理は自己管理とします

障がいの定義

(1) 発達障がい

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

(2) 精神障がい

例) 統合失調症、気分障害(躁病、うつ病、双極性感情障害、持続性感情障害等)、神経性障害等(不安障害、強迫障害、適応障害、解離性障害、身体表現性障害、神経衰弱等)、摂食障害、睡眠障害、高次脳機能障害、依存症候群、人格障害、トウレット症候群、選択性緘黙(場面緘黙)、知的障害等

(3) 視覚障がい

視覚障がいとは、視力、視野、眼球運動等の視機能に障がいがあり、なおかつ視力矯正器具(眼鏡やコンタクトレンズ等)を使っても十分な視覚が得られない場合をさす障がいのこと。

(4) 聴覚・言語障がい

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態のこと。

(5) 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。(教育支援資料、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、平成 25 年 10 月)

(6) 慢性疾患、難病その他の機能障がい等例) 内部障害等:心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度

他の慢性疾患:身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度